

令和7年度東京都税制調査会第4回小委員会

令和7年9月25日（木）14：30～16：39
都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

【齋藤税制調査課長】 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいまから、令和7年度東京都税制調査会第4回小委員会を開催させていただきます。
本日の小委員会は、既にお送りしております資料を参照いただきながら、御検討いただければと存じます。
なお、阿部委員、酒井委員、宮本委員は遅れての出席、また、高端委員は途中退席の御予定と伺っております。
また、飯島委員、小西委員、関口委員、土居委員、松行委員は、所用のため、本日は欠席されております。
それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長をお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆さん、こんにちは。私の方で進めさせていただきます。
これから議題に入りますが、本日の進行に関しまして御説明いたします。

議題1「個人住民税利子割」に関する議論は公開で行い、その後の報告（素案）の検討については、第3回小委員会で御承認いただきましたとおり、東京都税制調査会運営要領第2の4に基づき、非公開といたします。
それでは、議題に入らせていただきます。

議題1「個人住民税利子割」です。事務局から資料の説明をお願いいたします。

【遠藤税制調査担当課長】 それでは、「個人住民税利子割」について御説明いたします。

会場に御参加の委員はお手元の資料を、オンライン参加の委員はT e a m s での共有画面を御覧ください。
資料の1ページをお開きください。

住所地課税の例外として、口座所在地の都道府県で課税している個人住民税利子割については、国の検討会において、インターネット銀行の伸長等により、あるべき税収帰属地との乖離が拡大していることを理由として、税収帰属地を見直す検討が行われてきました。

7月には中間整理として、住所地課税の実現が検討されるべきとしながらも、直ちに実現することは困難であるとして、清算制度を導入すべき、清算基準には所得に関するデータを用いることが考えられるとされたところでした。

資料の2ページをお開きください。

中間整理に対する都の主張としておりますが、都としても、原則である住所地課税の実現に向けた見直しを行うことは同一の認識です。したがって、住所地課税の実現に向けて、必要な実態調査を行った上で、実現に向けた道筋を示すべきであり、こうしたことを行わずに安易な清算制度の導入等、拙速な対応を行うべきではないというスタンスでございます。

資料の3ページ目を御覧ください。

東京都が実施した独自調査について説明します。都は国に対して繰り返し調査の必要性を訴えてまいりましたが、実施されないため、金融機関及び有識者に対して照会やヒアリングを実施しました。

銀行への調査結果は、資料の中段にA、B、C、3行の個人の預金残高における東京都シェアをお示ししてございます。各銀行ともにデータを数日で抽出していただき、照会をすれば、預金者の住所地別の預金残高等のデータを取得でき、都のシェアはいずれも所得割を上回っていたところです。

また、有識者からは、インターネット銀行の税収帰属地が問題であれば、当該部分を他の銀行における税収シェアにて按分すれば、より住所地課税に近い数字になるのではないかとの意見もいただいております。

こうした調査結果も踏まえ、御議論を賜りたく存じます。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 それでは、ただいま事務局から説明がありました資料について、概ね15分程度で意見交換を行いたいと思います。御意見のある委員は、発声または挙手機能で合図をお願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

この報告書の方に既にいろいろ記載されているので、ここでは気が付いたことだけです。

まず、住所地課税について直ちに実現することは困難だと言うのですが、やはりこれはスピーディーにやるべき対応であって、特に中途半端な清算基準を手間暇かけて入れたら、それを改めるにはとても時間が掛かると思うのです。そのため、中途半端な清算基準を入れるより、むしろ住所地課税ができるような体制を速やかに構築していく方が本来は筋だろうということ。

住所地課税が実現するという個人に名寄せができる、マイナンバーでひもづけられるということであるため、単に利子割の話だけではなく、利子所得の把握にもなりますし、今話題の金融資産とか金融所得の把握にもつながります。いわゆる金融所得課税の中で言えば、損益通算、つまり金融課税の一体化にも寄与するものであるため、所得税というか、国税に対する裨益もあるはずで。そういった意味においては、単にこれは利子割のためだけにやる見直しとは考えない方がいいのかなと思った次第です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

一通り御意見を伺いたいと思いますが、ほかの委員の皆様、いかがでしょう。オンライン出席の委員は手挙げ機能でお知らせいただければと思います。

工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 御説明ありがとうございました。

まず一点目は佐藤委員と比較的似ていまして、やはり住所地課税は速やかに行った方がいいということと同時に、今日お示ししていただいた東京都の独自の調査で、ある程度捕捉できることも分かりましたので、引き続き実態をしっかり踏まえた上で、そちらに基づいて行っていくのが妥当なのかなと思いました。

事前説明のときにも少し申し上げたのですが、海外等ではそもそも納税者番号やIDがきちんとひもづけられているケースが多いです。この辺りについても、せっかくマイナンバー制度がこれだけ普及してきたことでもありますので、今後、金融機関とも協力して実態をきちんと把握するというのがまず大事ではないかと思いました。

感想なので、以上でございます。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 小林です。

佐藤委員、工藤委員から御発言があったように、速やかに住所地課税への移行を図るべきというのは大賛成ですので、それはいいとして、今回、利子割について考えるべきことがいろいろあると思うのです。大きな論点としては清算制度を導入すべきかというところで、拙速な清算制度を導入すべきではないというのは確かに一理あるのですが、私は導入した方がいいのではないかと思います。細かいところの実態が必ずしも明らかになっていないという部分は確かにあるのですが、とはいえ、あるべき税収帰属地と実際の税収帰属地との乖離があるというのは明らかだと思うのです。

そう思う理由は大きく三つあって、一つは、令和4年度から6年度までの東京都の利子割税収のシェアは40%を超えているわけで、それは所得割・配当割のシェアと大きく乖離していて、それまではそんなに大きく乖離していなかったわけです。今日の資料1 ページ目の囲みのところ、総務省の中間整理の要約の二つ目のところで、利子割税収の東京都シェアが40%超の状況が継続している。その下の一つ目の三角で、所得割・配当割が20%前

後ぐらいという中で、それまでは利子割の税収も似たようなところで推移していたのが、ここ二、三年だけ急速に40%を超えてきているところです。

そういう数字の部分もあるのですが、もう一つ、口座所在地課税であるから住所地課税と乖離し得るということ以上に、今回、元凶として挙げられているインターネット銀行のような実店舗を持たない金融機関の場合は本店所在地に一括納付されるという制度上の大きな課題があるわけです。この部分が大きく膨らんでくれば、そのような乖離が大きくなってくるため、理由はほぼ明らかであるということです。

三つ目は、実態解明の部分ですが、40%超という東京都のシェアのうち、今言った本店一括納付によって膨らんでいる部分が20%ぐらいあることは既にデータで明らかになっている。残る20数%の部分をもし家計調査による数値で説明しようとしたときには、家計調査がどこまで信頼できるかという問題はもちろん残るため、そういう意味で更なる実態解明が行われることが望ましいというのはそのとおりでと思うが、一方で、それが行われない限り清算制度を導入すべきではないとまでは私は思わないというところです。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 住所地課税が原則だというのはそうですが、金融がこれだけ地域に帰着することが非常に難しくなってくることを考えると、この際、交付税にしてしまう方が余程すっきりしているというのが私の基本的なスタンスです。これは、偏在是正に比較的ポジティブな私と東京都及びこの調査会のスタンスの違いであるため、ここで言ったからといってどうなるとは思いませんが、根拠の弱い清算基準を導入して配分するよりは、きちんと交付税で行った方がいい。

もちろん、住所地課税がしっかりできるのであれば、そちらを行った上で更に最後に交付税を行う。それは一つの考え方だと思いますが、中途半端に変な清算をするぐらいであれば、最初から交付税に入れてしまうのが一番すっきりするのではないかというのが私の基本的な考えです。東京都の意見とも一致しないし、この調査会の報告になるとはとても思いませんが、一応私はそう思っています。

【諸富小委員長】 ちなみに、具体的には交付税の財源に繰り入れるということですか。

【金井委員】 要するにそういうことです。交付税化ということですか。

【諸富小委員長】 利子の交付税化。なるほど。

【金井委員】 ただ、それは将来的な金融課税全体の話です。

【佐藤委員】 金融全体を交付税化するという考え方は昔からある。今、所得税15%、住民税5%ですが、20%全部を国税にしてしまえばいいという考え方です。ただ、全部は交付税にならない。20%のうち、30%が交付税になるという言い方が正しい。

【金井委員】 だから、その部分を地方法人税と同様に交付税原資に100%入れるという形にするかどうかという問題はあります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。大体御意見が出たところでしょうかね。

今日、資料を新たに出示していただいた中で興味深い点は、「東京都が実施した独自調査の結果」ということで3ページ目に示していただいたことですね。こちらは、都の方で銀行に東京都分の預金残高シェアを照会したという点が新しいところです。実態把握をすることが難しいため、所得で清算するというような議論につながっていくわけですが、私も興味深いと思ったのは、「抽出は数日で対応可能であった」と資料に書いていただいているように、銀行に照会をかければ割と容易に預金残高等の情報取得は可能だったということです。シェアはここに書いてあるとおりでありますが、これらが所得割の18.6%を上回っている結果であったということです。

迂遠な清算の形を取らなくても、東京都が聞いてもこうなのですから、国の方から照会をかけてデータを取得することは可能で、例えば、都道府県別の預金残高シェアの情報を取得することも可能であるのではないかということがうかがわれる一つの調査結果ということです。

もう一つは、一番下に有識者ヒアリングの結果が出ていますが、これも興味深い発言であり、当該部分の税金に限って、インターネットバンク以外の銀行の税金シェアで配分すると、住所地課税に近い数字が出るはずではないかということです。

これらの点は、いずれも正確な預金残高シェアを把握した上で、住所地課税そのものは法的にも明記されておりますし、多くの関係者がそちらでいくべきだと考える出発点だと思うのです。そうだとすると、住所地にひもづいた形での預金残高シェアが把握できるであれば、その方がベースとなる情報としては正確ではないか、所得割との間には乖離があるのではないかということをやがわらせる証拠だと思います。この辺りで委員の皆様方のコメントをぜひいただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

例えば、最初のところは、預金者の住所地別の預金残高が判明すれば、これをベースに清算基準とすることも考えられるのではないか、つまり、所得基準に代えてということですが、この辺りでどなたかコメントがある方はいませんか。

【佐藤委員】 理想的にはそちらがいいと思うのですが、問題はこれもサンプル調査だということ。家計調査に対して同じ批判をしているわけです。

【諸富小委員長】 家計調査もそうですね。

【佐藤委員】 蓋を開けてみなければ分からないですが、サンプルがどれくらい集まるかということ次第だと思うのです。仮に、これが大手銀行に偏る形で集まったりすると、それはサンプルとしてバイアスがないかという批判が出てくるため、家計調査に対して言った批判がこちらにブーメランとして返ってくるような形であるため、そこだけ気をつけられた方がいいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

少し確認したいのですが、資料3ページ目に出てきているデータについては、A銀行、B銀行、C銀行に対する悉皆調査の結果ではないのですかね。

【宮崎税制調査担当部長】 こちらは、ある銀行の全ての個人の預金額の東京都民分のウエートになっておりますので、調査をすれば、もしかしたら全銀行とか利子割の特別徴収義務者の方のデータが出るかもしれない。実態把握というところも踏まえると、そこは国の方でぜひ調査していただきたいところかと思っております。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【岸税制課長】 税制課長の岸と申します。

私が実際に銀行側とやり取りをさせていただいたのですが、ネット専門銀行であれ、店舗を持つ銀行であれ、個人の口座所有者の住所は、確かに一部引越等されている事例はあるかもしれないけれども、それがデータとして抽出できないということは金融機関としてはないのではないかと、ということをやどの銀行さんもおっしゃられていました。今回私が聞いた3行はすぐ出ますとおっしゃっていました。

【諸富小委員長】 口座を設ける際に当然住所地登録はしているため、その情報と口座を結びつけて、都民かどうか、少なくとも登録住所が都であるかどうかはすぐ出てくる。そのため、そちらの預金残高を単純に足し合わせていけば、全体の中でのシェアは出せる。都民に関してはいわゆる悉皆調査で出てくるということですよ。

【岸税制課長】 やり取りをした金融機関さんは少なくともそうおっしゃられていました。

【諸富小委員長】 ということで、実は割と容易に正確なデータが出るようだ。

【佐藤委員】 大手銀行が預金者を把握できていることは当たり前で、私が申し上げているのは、問題は地方

銀行とか信用組合とか、第二地銀みたいな、川下に行けば行くほど分からないということ。金融機関にも様々あるので、そこだけ気をつけられた方がいいかなということです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

小林委員、よろしくをお願いします。

【小林委員】 資料3ページに出ている最後の「有識者ヒアリングの結果」は、いい案だと思います。ただ、問題になっているのは、インターネット銀行だけではなくて、生命保険における一時払養老保険の影響も大きい。いずれにしても本店一括納付されているような税金について全て対象とすることができれば、その方が望ましいかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

小林委員に言及いただきましたが、税金帰属ですね。本店でまとめて納付してしまうネット銀行に限って、インターネットバンク以外の銀行の残余の税金シェアをベースに配分していく方が、住所地課税により正確に、所得で割ってしまうよりは現状の預金の配分シェアに近い形で配分できるのではないかなというような有識者の御提案です。これもどこまで正確かということで言うと、完璧ではないかもしれないのですが、所得割にしてしまうよりは正確な配分が可能ではないかということで、一つの御提案として取り上げているということです。

小林委員から、これは一つのアイデアではないかというコメントをいただきましたが、よければこちらも皆様からコメントをいただければと思います。ここにも穴がないかとか、これも使えるのではないかとか、もしコメントがあればいただければと思います。いかがでしょうか。

【金井委員】 A、B、C銀行というのはインターネット銀行ではないのですよね。

【遠藤税制調査担当課長】 インターネット銀行も入っています。

【金井委員】 インターネット銀行でも調べられるということが調査結果で出てきたと。

【遠藤税制調査担当課長】 そうです。

【金井委員】 それは非常に重要なことで、地銀とかはともかく、インターネット銀行が問題というときに、インターネット銀行の調査が容易であるということであるならば、かなり問題は解消できるのではないかな。ただ、インターネットバンクにも様々あるように思うので、良さそうな銀行だけを選んで調査したとすると、佐藤委員がおっしゃったようなバイアスがあり得るが、本当にインターネット銀行を幅広く調査することが可能か。しかも、無料で調査を行っている。要するに、マンドートコストを掛けただけでは、一部金融機関からの回答が段々返ってこなくなる可能性があると思う。もしインターネット銀行の調査が本当に可能であれば、変な清算をするより余程クリアに出ると思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

よろしいですかね。

最後に、会長からもコメントをいただきたいのですが。

【池上会長】 いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございます。意見がいろいろ分かれているようで、しかし共通する部分もかなりあるようなところがあります。それをどうまとめて意見として出せるかということ、既に素案の議論に入っておりますが、何かうまい表現ができるような気もしますので、考えさせていただきます。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他に、この点に御意見等はございませんでしょうか。

今日の議論は、素案に書かれていることを超えて、新たに調査をした結果を示していただいた上での新たな議論というところで、個人的にも資料3ページの二つを明らかにしていただいた点は非常に面白いと思いますし、

重要な知見だと思います。国の方では、この辺りの正確な現状把握は難しいのだというところから、まず清算が必要ということになり、適切な指標は所得割という論理が更に展開していくところ、この資料はダイレクトにいけるのではないかということを示しているわけです。あるいは、代替案として有識者のコメントのようなスタイルを使った方が更に正確ではないかという問題提起も含んでおります。委員の皆さんにコメントをいただきましたので、会長とも相談の上、少しこの点を取り込んだ形で素案の中に織り込んでいけるか、また検討させていただきたいと思います。

この話題については、一旦ここで終わりにしてよろしいでしょうか。皆さん、発言は大丈夫ですかね。

では、次の議題の検討に先立ちまして、取材に来られた方に案内がございます。これより先は、冒頭御説明しましたとおり、報告(素案)について検討するため、非公開とさせていただきます。恐れ入りますが、取材の方々は御退席いただきますようお願いいたします。

(報道関係者退室)

【諸富小委員長】 それでは、これより報告(素案)の検討を行います。本日は、事前にお送りした素案について意見をいただきます。

事務局から、報告(素案)について、事前説明から修正した主な箇所について説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 それでは、報告(素案)につきまして、各委員への事前説明の後に修正を行った主な箇所について御説明いたします。

まず、41ページになります。

二地域居住の「都の取組」の二つ目のポツの記述ですが、簡潔な内容に修正させていただいております。

次に、75ページから76ページにかけて、「走行距離課税とその課題」の①～④の課題の項目名について、課題であることが明確になるよう修正しております。

また、なお書きに記述していた課題①と④に係る委員意見を、課題①と④とにそれぞれぶら下がる形となるよう移動させております。

次に、79ページ、80ページになります。

「医療保険制度」の上から二つ目のポツでございますが、医療保険給付の財源の一つとして「国庫負担」の記述がございました。都道府県及び市町村にも負担部分がございますので、「公費」に修正をしております。また、介護保険制度のパートにおきまして、80ページになりますが、「公費」という表現に統一をさせていただいております。

次に、85ページになります。

一つ目のポツでございますが、社会保険料の負担について、金融所得が勘案されないのは確定申告がなされていない場合である旨、誤解が生じないよう明確にする修正を行っております。

最後、88ページになります。

「1 公共インフラ(道路等)の維持管理・更新の現状と課題」の冒頭の要約のポツの三つ目、「人材不足」を「専門人材の不足」と修正しております。このほか、要約部分の修正につきましては、先ほど御説明した本文の修正に伴うもの等がございますが、個々の説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは議論に入りますが、ボリュームがありますので、項目ごとに分けて議論をしたいと思います。まず、「I 税制改革の視点」について、1ページから13ページまでであります。この範囲で御意見のある委員は、御発声または挙手機能で合図をお願いいたします。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 次回参加できなさそうなので、幾つか意見を述べたいと思います。Iのところはあまり本質的ではないのですが、2ページの13行目で、「少子化・人口減少」という話が出ているのに、その後がいきなり働くという話になるのですけれども、もう少し少子化・人口減少に対応できるような社会を考えた方がいいのではないかとこの点が一点気になったところです。

それから、2ページの下から5行目辺りに「適切なエビデンス」と書いてあるのですが、この表現だけだと具体的に何が言いたいのが分からない。適切なエビデンスに基づくのは当たり前ですから、何も言っていないのと一緒なので、具体的にどういうことを言いたいのかを加筆の方がいいのではないかと思います。

あと、3ページの下から1行目は、私のスタンスの問題なのですが、2024年の地方自治法改正による補完的指示権の導入はあまりいいことではないため、今本当に必要なのは国による指示ではなく、というようなネガティブな表現を入れていただければ。ここでは本質ではないですが、あれはどうかと自治体は言うべきでないかなと思います。

それから、8ページ目の下から9行目に「若年層」と書いてあるのですけれども、「若年層」と30年ぐらい前から言ってきたうちに若年層は既に50代になっていて、ちょっと感覚が古いのではないかと。若年、中年、氷河期世代というか、むしろ若年層は今初任給も上がっている。中高年も悲劇的な事態ではないかという気がするため、「若年層」というステレオタイプはいかかかというのが気になったところです。全体の報告に影響することではないですが、感覚の問題として気になった点を申し上げた次第であります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 冒頭なのですが、最近減税ポピュリズムが横行しているということ、その事実には更にダイレクトに向き合った方がいいと思うのです。今みんなが求めているのは、財源確保ではなくて、むしろ減税、負担軽減なので、そもそもベクトルが逆になってしまっている。これは事実としてあるということ。

その裏には誤った情報も含めていろいろあるのですが、先程の若年層の話ではないですが、勤労者の不満というのがある。それは後に出てくる社会保険料にも関わるのですけれども、今我々は税制に関しては逆風の中にいて、その中において財源を確保することは結構大変なことであり、そのためには国民に正に適切なエビデンスを示して理解を求めていかなければいけない。

それから、物価高の中、実質賃金が下がっている勤労世代や、非正規のまま生涯を送り中高年になってきている就職氷河期辺りの人たちがいるわけですから、そういった人たちに対しては正に適切な再分配をするような仕組みが求められるということ。

また、一般論としてよく応益負担だと言うけれども、自治体は住民に対してどんな受益があるのかということをしきりと説明責任を果たしていく必要がある。これまでみたいに一般論として、応益負担です、地域社会の会費ですと言っても、誰も聞いてくれない時代になってしまっているので、この事実に向き合っていく。だからこそ、正にエビデンスに基づいて、受益については住民に対して説明責任を尽くして、その上で税に対する理解を求めていかないと、なかなかこの問題に取り組めないところがあるため、そこはダイレクトに言われた方がいいのではないかなという気がします。

【諸富小委員長】 それはどの辺りに書くイメージでしょうか。

【佐藤委員】 冒頭か、もし据わりが悪ければ素案5～6ページの「財政の持続可能性の確保」の辺りだと思います。

【諸富小委員長】 そうですね。まずは税を取られることに対して非常に抵抗が強くなっているところから、減税を求める声というものに対して、確かに税を徴収させてもらうことについてどのように理解を求めるかという視点では文章が書かれていないという佐藤委員の御指摘はそのとおりかなと思います。こちらの論理だけ

で書くのではなくて、正面からきちんと書くということですね。

【佐藤委員】 特に地方税に関して言うと、よく税収を還元しろと言うが、応益性があるため地方税は少なくとも住民に還元されているはずなので、そこについても説明を尽くしていくということだと思うのです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはこのパートはいかがでしょうか。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 今の御意見、減税ポピュリズムのようなものに対峙していくというのはおっしゃるとおりですが、そこから入っていくというのはなかなか書きにくいところもあるかと思います。その辺りは、後半の高齢化と税制のパートで負担と給付の関係等を論じているところがあるため、そちらにそれなりにきちんと書き込むということかと思って今のお話を伺っておりました。

全体としては完成度の高い素案でございますので、この段階では基本的に修文を念頭に置きながら幾つかコメントさせていただきます。

まず、2ページ目の下から三つ目のポツ辺りです。一つは、東京都税制調査会の報告書ではありますが、やはり地方からのまなざしというのはあるだろうし、一極集中とか恵まれた税収という観点からチェックが入っていく場合もあります。そのため、その辺りのまなざしを意識しながら書くということですが、三つ目のポツの「なお、東京都の合計特殊出生率の低さが、我が国の少子化・人口減少の要因であるとし、地方法人課税の偏在是正措置等により、東京一極集中を是正すべきとする議論もみられる。しかし、少子化・人口減少と一極集中とは別の話である」は、何となく言っていることは分かるのですが、何か突き放しつつ、具体的に何を提起しているのか分からない。こういう議論の仕方は不適切だということが書いてあるのですが、もう少しポジティブな表現に置き直した方がいいのではないかと。そこで、「しかし、少子化・人口減少と一極集中とは別の話である」というよりは、例えば、「しかし、少子化・人口減少といわゆる一極集中はそれぞれ背景が異なる」とした上で、次のポツのところで、「東京の合計特殊出生率が低く算出されるのは、進学・就職等で多くの未婚女性が転入するからであるが、そうであるからこそ若い世代の子育ての支援を東京都が強めることが急務になる」。この後に、地方からの人口流出等は、それはそれで対応しなければいけないのだという話を入れてもいいですし、それが地方に対して余計な口ぶりに聞こえるようであれば、ここで原案どおりに「適切なエビデンスに基づいて、少子化・人口減少の解決策を模索すべきである」とつなげてもいいかもしれないという感じです。

次に、6ページです。一番上ですが、ここは先程申し上げたことと関わるわけで、「減税、減税」の大合唱に永田町も染まりつつある中で、どのような書きぶりをしていくかということです。例えば、6ページの一番上の段、「給付と負担の適正化が不可欠である」とか、次のポツでは、「税が行政サービスとして還元される実感」が必要であるとか、さらにその後には「税負担の公平と課税の適正」とか、要するに、「適正化」、「公平」、「適正」という言葉が何度も出てくるのですが、これが自明でなくなっているというのが今の空気感としてあるわけです。むしろ逆の側に振れてしまっている。「適正」とか「公平」という言葉を繰り返すのではなくて、この辺りはもう少し工夫して、今の空気を少しほぐしていくような書きぶり、この辺りが自明となっていない時代に少し冷静に客観的に中身を盛り込んでいくという書きぶりが必要かと思えます。

さらに、8ページの下から2番目のポツ辺りで、ここはもう本当に細かいところです。「非正規雇用は収入、雇用保険、健康保険等の面で正規雇用比べて労働条件が劣る」との記載はおかしいというか、雇用保険、健康保険等の労働条件というのはやや混乱した書きぶりになっているため、「非正規雇用は収入、雇用保険、健康保険の加入率等の面で正規雇用比べて条件が劣る」等の書きぶりをするべきかと思えます。

取りあえずここでやめておきます。もし第二ラウンドがあれば、もうちょっと触れたいと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、高端委員、どうぞ。

【高端委員】 まず、今、宮本委員が御指摘された2ページの下から3ポツ目のところです。これは前年度の報告でも全く同じ表現があったようで、私は去年立て続けに欠席して議論に参加できなくて申し訳なかったのですが、確かに違和感がある気がいたします。

単純に「少子化・人口減少と一極集中とは別の話である」と理由も言わずに言い切っていて、その次のポツでは適切なエビデンスに基づいて考えるべきだと言っている点でまず違和感があります。「なお」で始めているから、違和感を「なお」によってなくそうとしているのは分かりますが、特に「地方法人課税の偏在是正措置等により」という文言が入っていることも相まって、指摘のトーンとしては浮いてしまっている感じがしないでしょうか。その次のポツで言っていることは全くそのとおりなので、その記述との関係で、先程の宮本委員の御意見も踏まえつつ書きぶりを改善するといいかと思いました。それが一つ目です。

もう一つは、素案の9ページです。3行だけですが、「所得再分配の観点からは、DX等を推進し、支援が必要な世帯だけでなく、全ての世帯について所得・資産を適切に捕捉することが重要である」とあります。これも、「支援が必要な世帯だけではなく」という記載がどういう意図で入っているかがよく分かりませんでしたので、一般の読み手からするとますますよく分からないのではないかと。そもそも支援が必要な世帯について所得・資産を適切に把握することが当然なのだが、支援が必要な世帯だけではなくて全ての世帯についても捕捉することが重要だ、という意味なのか、そうでなければ何なのか、というふうに、意味がよく分からないのではないかと思います。これは単純に、「支援が必要な世帯だけでなく」を取ってもいいでしょうし、あるいは、今申し上げた私の読み方が違うのであれば、もともと意図されている意味が伝わるような文言に修正した方がいいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

委員の皆様、このセクションで他にはございますか。大丈夫ですか。

では、ここまでのところで会長から各委員の皆様のお発言にコメント等がございましたらお願いします。

【池上会長】 ありがとうございます。

総論につきましては毎年手直しというか、それほど急に変わるわけではないものの、もちろん期が替わりましたからメンバーも替わっているわけで、これまで行ってきた議論の成果に対して、今の時点でそれをどう考えるかという視点からいろいろ御議論いただいているのかと思います。

いろいろあったのですが、まず一つは2ページの下から三つ目のポツに関して、確かにここではどちらかという合計特殊出生率の話がメインになっていて、法人課税の偏在是正措置の話は報告の後ろの方にあるため、必ずしもここで触れなくていいことかもしれません。その辺りのことも含めて、流れが滑らかになるような形に表現の修正を考えます。

それから、5ページから6ページ、「財政の持続可能性の確保」に関して、今の政治状況で確かに減税第一主義みたいな考え方が議論されている中で、昨年までであればこの表現でよかったのかもしれませんが、今年も同じ表現では現実に対応していないのではないのかというコメントだったと思います。それを今の状況に合わせて、どうすれば財政の持続可能性の確保という方向に議論を持っていけるのかという観点から文章を修正することが必要だということが皆さんから言われたことだと思いますが、そういう方向で考えます。

それから、8ページの若年層だけではないだろうという話で、「就職氷河期世代をはじめとして」という議論もございましたので、年齢層の捉え方と、宮本委員からございました非正規雇用の条件が劣る内容についての表現もまた考えたいと思います。

もう一つ、9ページの部分は、高端委員のお話を聞いて思い出したのですが、これは前回いろいろな議論

があつてこういう表現になつたと記憶していますので、そこを振り返りつつ、高端委員が言われるように、この表現が滑らかではないのではないかという御指摘だと思いますので、改めて考えます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

次に、「Ⅱ 税制改革の方向性」に入ります。まず、「1 個人所得課税」の「(1) 個人住民税利子割」、「(2) ふるさと納税」、「(3) 二地域居住等と税制」について、14ページから45ページになりますが、三つのテーマをまとめて議論したいと思います。

なお、利子割については第2回小委員会での議論に基づいた内容となっていますので、冒頭で御議論いただいた意見については次の小委員会にてお示しする報告案にどう反映するか検討させていただきますので、先ほど御発言いただいた内容以外で新たな御意見があればここでお示しいただければと思います。

さて、本テーマについては、飯島委員より事前に御意見を賜っています。事務局から紹介をお願いいたします。

【遠藤税制調査担当課長】 それでは御紹介させていただきます。

飯島委員から、利子割とふるさと納税について一件ずつ意見をいただいておりますので、紹介をさせていただきます。

まず、利子割についてです。

「口座開設者の住所地を正確に把握する手段として、口座へのマイナンバーの付番が考えられる」と記述されていますが、マイナンバー制度の運用をめぐる様々なトラブルの発生等にも鑑み、制度に対する信頼が必ずしも得られていない中で、住所地課税実現という目的のための一つの「手段」として「全ての口座に対してマイナンバーの付番を行う」ことを打ち出すのは、比例原則に照らしても慎重な検討を要するのではないかと思います。

二点目、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税の「問題」について、地方自治体が国に対して制度の見直しを求めていくことは「重要である」としても、都民がどのように判断し行動するかにまで介入することは一定の慎重さを要するようにも思います。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、他の委員の皆様からも御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 まとめて話しますが、一つはふるさと納税の関係で、特に異論はないのですけれども、32ページの図はなかなか面白いと思ったので、「返礼品」の矢印が「寄附者」に行っているところに金額を書いたら良いと思います。要するに、幾らもらっているかということは、右側を見れば分かりますが、3,208億となっていますけれども、その金額かどうかはともかくとして、一応入れてもいいかなというのが一点目です。

二点目は若干大きな話で、39ページ以下に二地域居住等の話があるのですが、これはどういう考え方に立つのかがいま一つ分からない。例えば国が二地域居住を推進し、かつ、都も二地域居住を推進するのであれば、二地域目のところで税負担はむしろ少ない方がより促進的な効果があるようにも思える。他方で、政策は政策として、実態として二地域にいるのだから、それに応じて自治体のいろいろなサービスを受ける以上、税負担をすべきだということ、二地域に合わせて住所地ではないところでもより課税すべきだという話になる。そのため、方向が矛盾するというか、逆になりそうな気がするため、一体どちらのスタンスに立つのか。国が二地域居住の政策を進め、自治体は二地域居住が進んだ結果として生じる行政サービスについて適切に負担を求めるといような話で整理するのかと思いつつも、一体これはどういうスタンスなのかなというのがあります。

ただ、これは二地域居住に限らず、他の法人課税のところに出てきていますが、住所地ではない、例えば東京に来ていろいろなサービスを使うわけだが、それは法人課税で担保されており、いろいろなやり方があると思います。二地域居住以外にも問題はあり得ると思いますが、取りあえず二地域居住をどういうスタンスで書いているのか、いま一つよく分からないなというところがあります。

あと、63ページの8行目辺りです。「都市部から地方部へ移転させるだけでは、日本全体の成長につながるものではない」としても、総量が一定でも地域間の均衡を図ることが目的だと言われたら、反論にならないのではないかと。一体どういうスタンスなのかが問われます。

その上の箇所も、本社機能を移転するのは税以外の要因が大きいというのが仮にそのとおりですれば、なおさら税金で更になんかやるべきだという話にもなり得るので、論理的によく分からない。税金のパワーが足りないから、更に税金に色をつけてやるべきだという話になるのか、何かよく分からない感じがあって、反論を書いているような気もするが、あまり流れがよくないと思います。

64ページからの自動車課税については、一貫して都税調でも議論してきているところであり、これは別に今回の報告そのものということではないのですが、自動車課税が重要だったのはフォーディズムの時代だったからと言わざるを得ないのではないかと。デジタルサービスとかコンピューター化している世の中において、もう少し新しい時代にふさわしい中心産業をきちんと捕まえるべきではないのか。現在、自動車はコンピューター化していますが、EV化して脱炭素で「はい結構です」という話よりは、むしろ巨大な電力を使うデジタル化の中での電力抑制というか、そういうのも含めたもう少し大きな発想が欲しかったという気がします。これは感想です。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 まず、利子割の住所地課税のところは、文章はこういう感じかなと思ったのですが、確かにいきなりマイナンバーで付番してとまで言わなくても、配当割とか譲渡益割も個人については特別徴収ですよ。東京都は譲渡益とか配当割で特別徴収を受けていても、別に誰の所得かは知らなくてもいいはずで、証券会社がまとめて東京都民の税金はこれでしたと出すだけなので、ワンステップは置けるかもしれない。もし、各銀行のどの地域の残高がどれくらいあるかということが把握できるのであれば、まずは配当割と同じ特別徴収の仕組みを入れておいて、最後はきちんと個人で名寄せするというふうに段階が置けるのではないかと。もし、いきなり飛ぶのが拙速だとおっしゃるなら、そういうアプローチがあるかなという気がしました。

ふるさと納税はいろいろと議論があるところ、素案31ページに垂直的公平に反するという話が出ていますが、ある意味水平的公平性も重要です。つまり、同じ所得を稼いでいたとしても、ふるさと納税している人は減税を受けて官製通販で美味しい物を食べられる一方で、ふるさと納税していない真面目に納めている人は税金をきちんと払っていることになる。くどいですが、個人住民税は地域社会の会費ですので、再分配よりは応益性を重視しているというのであれば、もちろん金持ちばかりがこういうことをするのはけしからんと言うのは構わないのですが、強調すべきは水平的公平のところがあるかなという気がしました。

それから、私も金井先生と同じで、二拠点のところは結局何が言いたいのかがよく分からなくて、東京都としては何を懸念しているのか、あるいは逆に何を期待されているのかというところは明確にした方がいいような気がします。

厳密に考えれば、1月1日で納税地を決めるというのはおかしな話。二拠点に住んでいるということは、1月から6月までは東京だけれども、7月から12月まではもしかしたら長野かもしれないということであれば、それに応じて税収を分割すればいいのではないかとするのは乱暴でも言えること。つまり、居住の実態に応じた課税をするべきだという話をしたいのか、そうではない方向なのか、方向感がこれだと見えないなという気がしたところ。東京都自身の問題意識を明確にされた方がいいのではないかと。

以上です。

【諸富小委員長】 ちょうどお二方の委員から何が言いたいのかという御質問を受けましたので、後でも今でも構いませんので、もし事務局として何かあれば。

【遠藤税制調査担当課長】 二地域居住に関しましては、国の方で二地域居住を推進しますと言っていますが、そもそも二地域居住等の定義がはっきりしない中で、今年は、二地域居住等が進んだ場合、どういうことが想定されるのか、どういう課題があるのかといったところを御議論いただきました。二地域居住等の定義がない中で東京都の方針はこうだということがなかなか示しづらい状況でしたので、今年については、委員からいただいたいろいろな意見を課題出しのような形でまとめ、これからしっかり議論していくことが大事であるという締めくくり方をこの素案の最後でさせていただいております。現段階で明確な方向性を打ち出すのが難しい状況の中で、今回は素案をまとめさせていただいている状況でございます。

【諸富小委員長】 国の方も関係人口という表現を使っていますが、あれも何か定義が曖昧。

【佐藤委員】 細かいことを言うと、政権が変わると分からない。来週変わるかもしれない。

最近の新しい流れですという紹介はいいのですが、もしかしたら1か月後には実はもう忘れていましたということにもなりかねないと思います。

【諸富小委員長】 ですので、スタンスも示しにくいということなのですよ。この点については、もうちょっと注視しながらという感じですかね。ありがとうございます。

高端委員、どうぞ。

【高端委員】 実は前のセクションで忘れていたことがあるので、それから申し上げてもよろしいでしょうか。12ページです。

12ページの「税制のグリーン化に向けた取組」の1ポツ目の終わりに、「現在と将来世代との間の公平」という言葉があるのですが、「現在と将来世代との間の公平」という表現は存在するのですか。つまり、「現在世代と将来世代との間の公平」がいいのかもしれない。あるいは、ここで一つ目に「原因者負担の原則」というのを挙げていけば、原則で揃えるために、例えば「世代間公平の原則」としてもいいかもしれません。

つぎに、同じページ一番下のポツで、「脱炭素化に向けた動きが世界的に大きな潮流となる中、環境を重視した経済社会への速やかな移行は、我が国のプレゼンス向上につながる」と述べているのですが、こういう取組は我が国の「プレゼンス向上」のためにやることなのかということが一つ。あと、プレゼンス向上というのは一体何なのかも曖昧な気がします。脱炭素化、環境を重視するということ自体に意味があるわけですから、わざわざプレゼンス向上につながるから行うというような表現をする必要は全くないのではないかという気がいたしました。これらは前のセクションですが、言い忘れたので申し上げておきます。

今検討中のセクションについては二点あります。一つ目が20ページで、冒頭の利子割の検討における資料のところにも出ていた、全国の利子割税収に占める都のシェアの推移のグラフについて、そのすぐ上に、「また、国は検討開始当初」ということで、「当初の前提とは異なる事象が生じている」と書いてあります。事実としてはそのとおりですけれども、だから何が言いたいのかということをはっきりさせた方がいいかなという気がいたしました。

恐らく、この数字は、課税ベースの実態からの乖離が進むという基本的な基調が反転したということを示すわけではない。ですから、中長期的な基調としては住所地課税を進める方向に持っていかなければいけないというのは、都も税制調査会もそういう認識でいるわけですから、直近の数字では都のシェアが低下しているということをごとこでわざわざ指摘するのは何のためなのかということがはっきりしない。国は間違っていると言いたいだけであれば、論理的な流れとして、この指摘はなくてもいいような気もいたします。読み方にもよるのかもしれないですが、御検討いただいたらいいのかなという気がしました。

もう一つだけ、これは些末なことで、38ページの一番下のポツの「これまで掲げた」から始まる4行ですが、文法的に不思議な文かなど。どこまでが本調査会でやらなければいけないことを言っているのかも分からない。「ふるさと納税」の廃止を含めた抜本的な見直しを国レベルで推進すべきだという意見に読めますし、本来あるべき寄附税制に向かうべきだというのも国に求めることのように読めますが、それらと「諸外国の状況も調査・分析するなど、本調査会にて引き続き検討を深めていく必要がある」という話が一文の中で連続しているの、前段と後段がずれているといいませんか。これは二つのポツに分けるか、少し言葉を加えれば自然な文章になると思うので、直していただけたらいいかと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 御説明ありがとうございました。

既に各委員がおっしゃったことと重なるところもあるのですが、一つは二地域居住のところ、二地域居住は今回我々の中でもそれほど煮詰まった議論ができていないという前提の下、この間、私も個人的に興味を持ったので調べてみたのですが、政府の言っていることもいろいろと矛盾があったり、実態に即していないところもあります。確かに今言われているふるさと住民登録制度自体も何が本当なのかよく分からないため、今回無理に入れても逆に焦点がぼけてしまう危険性があるかなど、改めて通して読んでみると感じました。

恐らく、二地域で住民税を払うようなことは現状から言うと理論的にも実務的にも難しいとは思いますが、遠い将来、万一そういうことになってきたときに、東京都の場合には他の地域に居住地を設ける人が一定程度いて、ふるさと納税の二の舞になることが懸念されるという論点なのかなど思うのですが、必ずしもそうなるとも言えませんし、ここは書き方をどうするか、こういった形で一個の項目として出すのか、あるいは前提条件みたいなところでこういう議論も政府ではあるという程度にとどめるのか、いま一度検討すべきかと感じました。これが一点目でございます。

もう一つは少し細かい話で恐縮ですが、先程の口座とマイナンバーの話ですけれども、確かにマイナンバー制度に関してはいろいろと実務的な問題が多かったこともあり、何となく国民全体に不信感があることは重々了解しております。ただ、現行の日本の制度の中で、全員に同じような条件で付番する制度が他にない以上、それにとって代わる全く違ったものが今後出てこない限りは、そして恐らくそれは政府もあまり考えていないと思われるので、現実問題としてはマイナンバーによる名寄せというのが一つの可能性ではあるかと思えます。

ただ、御懸念の委員の方が多くであれば、ここのところは何らかの制度が必要だという程度にしておいて、マイナンバーということをあえて書かないという方法もあるかと思われまので、これは御検討いただければと思います。

かなり細かい話なのですが、以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 私も今話題になった二地域居住のところ、細かいこだわりになってしまうかもしれませんが、皆さんがおっしゃるように、また先程事務局からも説明があったとおり、議論の最中なのということだろうと思うのですが、読み方によっては、都民に対してあまり遠くに行き生活の拠点を持たないでというふうにも聞こえかねないところがあり、まずそこは注意して書かれるべきかと思っています。

41ページの下のパラグラフのところ、東京都の二地域居住政策を説明しているのですが、10年程前の文書に二地域居住の記載があったということを引き張り出していたり、次のポツでは、「多摩のまちづくり戦略」で多摩が二地域居住の対象なのだという話になっている。私は多摩の長期計画に関わっていて、多摩は都民の二地域

目だったのだと思ってしまうと少しがくつとすところもあります。この辺りは、細かいことが言えないまでも、都としてはいろいろなところに生活の場を広げていってもらうことはウェルカムである、だからといって税の基本原則である公平性が揺らぐことになってはいけない、そこをこれから議論していきましょうと、言いたいことはそれだと思う。ただ、これだけ量を使っていてコストに見合ったものが得られていないのではないかと思います。老婆心という言い方自体があまりよくないのですけれども、そんなところです。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 鴨田です。

報告素案23ページにありますように、全ての口座に対してマイナンバーを付番することは法律改正が必要。それから、金融機関の事務負担の増加はどうしても無視できないところであるため、そこをどうするかということ、25ページの最後の行に「金融機関等及び地方自治体の事務負担を軽減する観点からも、DXを推進するとともに」と、「DXを推進する」と書いてありますが、実際にどのように行うのがこの文章からはよく分からないところがあります。

以上です。

【諸富小委員長】 DXについてももう少し具体的に説明が要るということでしょうか。

【鴨田委員】 そうですね。これを読んだだけではよく分からない。

【諸富小委員長】 今の点は、都税調でも議論してきたいわゆる税制全体のデジタル化に関わることであって、佐藤委員も言及されたマイナンバーを付番して個人に名寄せをしていく、それを課税当局が捕捉していくということとも関わると思います。貴重な御意見をありがとうございました。

他に御意見はございませんでしょうか。

では、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 私はさっきの利子割のところですが、改めて報告書の書きぶりのところで二つほどです。

19ページの要約部分にポツが四つあって、一つ目、二つ目はよくて、三つ目のところです。家計調査が信頼できないというのはそのとおりですが、その信頼できない「家計調査に基づいて、あるべき税収帰属地との乖離が生じていると推測しているが」という書き方はどうかと思っています。要するに、乖離の根拠が家計調査だけに求められているというような書き方にも見えるので、それは事実と異なると思う。従来は同じように動いていた所得割・配当割との乖離というのも重要な根拠ですし、あとは総務省の方で、インターネット銀行のリスト、養老保険の差益という二大要因を定量的に示しているため、家計調査がなくても乖離自体を疑う余地はないと思います。そうすると、この書き方は、責められるところだけを責めて、それに基づいて乖離自体まで疑念があるかのような形で書いているのはよろしくないのではないかと思います。

それから、清算制度の件ですが、安易な清算制度を導入すべきではないというのも確かにそのとおり。だからこそ、それで間違えるリスクを小さくするためにも、先程出てきたインターネット銀行限定というよりは、本店一括納付分が無視できない規模に達しているということは明らかになっていることから、清算基準の導入そのものを否定するよりは、本店一括納付分に限定した清算制度の導入というのを、これを積極的に導入すべきと東京都が言わなくてもいいと思うのですが、選択肢として提示するくらいはしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

会場の皆様、いかがでしょうか。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 ふるさと納税のところ、よく分からなかったのですが、35ページの2行目に、「廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うべき」と、「廃止を含め」と書いているのですが、これより以下の文章では上限を設定するとか、一応存続を前提として書かれています。あとは、もし廃止した場合に、今まで農産品とか返礼品を生産していた農家とかそういうところが経済的に打撃を受けるのではないかと、そういうところも懸念としてはあるのではないかと思った次第です。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

以上でこのセクションに対する御意見は大体お聞きできたということで、会長、コメントはございますでしょうか。

【池上会長】 いろいろな論点がありまして、それぞれ貴重なコメントをいただきありがとうございます。

利子割に関しては、先程の公開された議論の成果をどう入れるかということだと思いますので、それについて御発言があった部分も含めて考えさせていただきます。

ふるさと納税に関しましては、鴨田委員から「廃止を含めて」という言葉はどうかという話を伺いました。実は、これは昨年度の報告に入っていて、いろいろな段階を踏んで、原則としてはこういう制度がない方がいいのだという論調は大体一致していると思います。けれども、現実問題としてこれだけ大きな規模になっていることに対して、産業というのは変な言い方ですが、そういった業界が形成されている中で、それを一体どうしていくのかという現実的な対応も考えなければいけない。もともと通常の寄附税制であれば控除額は最大4割程度という形になっているので、通常の方角に持っていくための道筋としてどういうことを考えていけるのか、そういう2段階での考え方を取っています。だから、昨年度までやってきた議論の延長上に考えるということで、そういう観点から書かせていただいていますので、そうした方向で考えたいと思っております。

二地域居住に関しては、国の制度そのものがまだないわけですから、ないものについて急にどうすべきだということを使うのも現実味があるのかという問題があります。都の取組についてもいろいろなコメントがございましたが、現段階ではどうすべきだというよりも、こういう論点がありますという書き方になっているかと思えます。しかし、表現として修正すべき点があるということであれば、そこについて考えさせていただきます。

あと、マイナンバーのところ、これも、利子割に関連して23ページの辺り、飯島委員、佐藤委員、工藤委員から御意見がございました。ここはそれぞれの研究者によって、見方、重点の置き方は異なるところがございますので、そこを現段階でどういう表現が適当なのかということを改めて諸富小委員長とも相談させていただきたいと考えております。

それから、佐藤委員から、ふるさと納税に関して垂直的公平だけではなくて水平的公平の方も問題ではないかというお話がございました。確かに、公平は垂直的、水平的がいわゆる車の両輪となっておりますので、そこを入れた形の記述にできればと考えております。

他にもあったかと思いますが、今気がついた点は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、このパートを終えまして、次の「2 法人課税」、46ページから63ページまでということで、事務局から資料が提示されていますので、説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 資料を説明いたします。

素案の58ページに係る部分です。いわゆる偏在是正につきましては、今年度の小委員会におきまして議論を行っていませんが、都にとって重要な問題であることに鑑み、今年度も報告に盛り込む方向で検討できればと考

えております。

本日お示ししている素案は、数字等を時点更新している以外は、昨年度ベースのものになっておりまして、昨今の動向等について補足説明させていただきます。

まず、最近の動きとして、2ページにまたがっておりますが、令和7年度与党税制改正大綱に、税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進めるとの記載がなされました。以降、地財審や財制審、いわゆる骨太の方針2025等において同様の記述がなされています。

次のページですが、こうした動きの中、地財審に設置されている地方税制の在り方に関する検討会において、このテーマに関して課題分析の議論が開始され、先日、都もヒアリングを受けてまいったところです。

その際に説明資料とした、地方税財政及びいわゆる「東京一極集中論」に対する都の基本的な考えを、次ページ以降に掲載しております。これまで都税調が述べてきたものと重なるものも少なくないと認識しておりますが、都としては、最後にありますとおり、国内でパイを奪い合うような内向きの議論の先に明るい未来はなく、今なすべきことは、世界にも目を向け、パイそのものを大きくすることとまとめております。なお、お示した資料を含めた説明資料の全体版は総務省ホームページに掲載されております。

最後、6ページですが、影響額についてです。平成20年度税制改正以降、累次にわたる偏在是正措置により、令和7年度当初予算ベースで年間1.5兆円、累計10.8兆円もの都税が国税化され、地方へ分配されている状況です。

資料の説明は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、このパートについて皆様の御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 最初に少し厳しいことを申し上げますが、国や近隣自治体、特に千葉とか埼玉とか神奈川のフラストレーションは半端ではない。東京に税収が集まり過ぎているのではないか。これは偏在の問題ではなくて、税源自体が適正なのかという議論です。

今回、資料3ページに記載いただいた「地方税の在り方に関する検討会」で、上村先生がプレゼンされている。彼は兵庫県で分割基準の見直しの話がされているため、恐らくその紹介もあったのではないかと思います。偏在というよりは、そもそも東京に本当にこんなに税収が集まっているのかということです。

例えば、ネット通販などもそうですし、太陽光パネルは有名な話になりましたし、最近フランチャイズ、これも財審でもさんざん議論が出ているのですが、価値が生まれているのは地方なのです。太陽光パネルがあるところであり、営業が行われているところであり、実際に買った人たちがいる場所で何らかの経済価値が生まれているはずなのに、そこに事業所がない、従業員がいない、単純にそれだけの理由で、東京にある本社に利益が一括計上されている。これは経済活動の実態に合っているのか。人や物や金が東京に集まっていて、東京で経済価値が生まれているなら、それは東京のお金だと言えるが、果たして経済価値は本当に東京で生まれたのかというところが問題視されている一つです。だから、偏在の話というよりは適正化の話がまず一歩としてあるということです。

私はここでもさんざん申し上げますけれども、分割基準は今のままでいいのか。蓋を開けてみたら、意外と東京に有利になってしまうかもしれない。それは知らないです。適正であればいいだけなので。地方消費税の配分の話と同じ議論なので、はっきり言って分割基準のところの議論があるかなというのが一つ目。

二つ目ですが、もう一つのフラストレーションは、これは主税局には何の関係もない話ですけれども、集まったお金を使って水道料金や給食費を無料にするのはどうなのか。これが、行政サービス格差を生み出してしまふことで近隣自治体に圧力をかけるわけです。最近が多摩川格差と言うらしいですが、多摩川のどちらに住んでい

るかで行政サービスが全く違うということで、RDDができるため経済学者的には非常に面白い状況が生まれてしまっている。

税の使い方はどうなのかということが次に問われてくると思うのです。例えば、東京が日本の経済を引っ張るのである、東京は国際的な金融都市になるのだということを言われるのであれば、使い方は水道料金を無料にすることではないし、学校給食を無償にすることではないはず。これはこの後の議論に関わるのですが、今インフラの更新をしなければいけないと言っているときに、恐らく東京にはそういうところに一定の財政ニーズがあるはずなのです。もちろん工事の単価、人件費が東京は高いので、お金の使い方も含めて、分割基準の問題、集まった税収の使い方の問題、ここのところを見直していくということが本当は求められる。

単に応益原則であるとか、けしからんとか言っているだけでは、恐らく周りは納得しないということになるかと思う。そこがあまり議論できなかったのですけれども、申し訳ないですが、この1年で東京をめぐる状況がかなり変わってしまった。やはりビジネスモデルが大きく変わったことにみんなが気づき始めたので、あまりにも大盤振る舞いし過ぎたということもあって、その辺りの状況が変わって、かなり厳しいということは少し認識されておいた方がいいのかなという気がしたということです。

以上です。

【諸富小委員長】 今の御発言は、素案に書くというよりは、そういう状況に置かれているということですかね。

【佐藤委員】 この後の話で、私がもし東京都のために何か言えと言われたら、集まった税収は国の経済を牽引するために使うのですよと言う。それは、くだいですが例えばインフラの更新だし、金融都市をつくるためのインフラ整備だと思うのです。ただ、その使い方を決めるのは主計部であり、主税局ではないのですが、そういうディフェンスの仕方をしないと、明らかに使い方が違うのではないかと周りが見ているという話です。

【諸富小委員長】 その点は法人課税のところでは書いていなかったですか。

【佐藤委員】 60ページのところに財政需要の話は書いているが、一般論である。これから更新投資にどれくらい掛かるのか、どれくらいの財政需要があるのか、それこそエビデンスを見せないといけないし、そちらに本当にお金を使ってくれないといけないということになるのだと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。承知いたしました。

他にはございますでしょうか。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 偏在是正の話は、佐藤先生が言われた話がかかなり本質的かなと思う反面、私は文章を読むと今までどおりのところが気になる。昨年までの話と繰り返しの様な感じにもなるのですが、60ページの「偏在是正に対する考え」のところで、税収の多寡だけではなくて財政需要も考慮すべきだということが書いてあります。正にそれを行っているのが地方交付税ですが、交付税には不交付団体問題という大きな欠陥があって、地方法人課税の偏在是正措置というのはその欠陥を是正しようとする側面があるわけです。交付税そのものの意義をどう考えるかというのは、人によって違うのですが、この報告書は地方交付税の存在意義は認めつつも、その欠陥の是正には反対するという構造になっているため、読んでいて論理的に矛盾しているように感じる。

この構造をずっと抱えているわけですが、今回、新たなメンバーでまとめる最初の報告書でもあるため、新しく入られた委員の方にもぜひ御意見を伺うといいのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはなさそうですかね。

会長、法人課税についていかがですか。

【池上会長】 今お話がありました、三つあると思います。まず分割基準の捉え方です。分割基準についてはこれまでも議論があって、ただ、積極的にこういう形で変えていこうという議論はしてなかったのだと思います。それをどういう形で触れられるのかということを考えさせていただきます。

財政需要の話について、より東京にふさわしい財政需要、ふさわしいと言うかどうかは分かりませんが、そういったところが課題としてあるのだと。公共インフラの維持・更新に関しては後ろの方に出てきますが、こういう議論を始めたところですので、需要の面も重視しなければいけないのではないかと。もちろん、単に目的税の話ではないので、一般的な普通税の税収をそこに充てていくわけですから、そういうものとしての需要の議論をしなければいけないのだということを宣言した上で、今回の報告では最後の章になりますけれども、こういうものが一つの議論の始まりだという捉え方ができるのではないのでしょうか。

地方交付税の制度については、都税調は以前更に詳しく書いたこともあるのですが、最近はあまり詳しく議論をしない。しかし、原則は、地方交付税制度というものは支持するというスタンスで書いていたと思います。

ただ、都道府県レベルですと東京都だけが不交付団体になっていて、市町村レベルでも年によって数はかなり変わりますが、例えば70とか80という不交付団体があって、不交付団体が存在することがいいことか悪いことかみたいな議論は多分やっていません。以前は、逆に不交付団体を増やすためにはどうすればいいかという議論を全国的にやっていたこともあると思うのですが、そういうところも含めて、地方交付税制度そのものの見直しという議論は少なくとも今はやっていなかったと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

法人課税については以上とさせていただきます。

次に「3 自動車関連税制」について、64ページから77ページとなります。

ちなみに、オンラインで新たに入っていたいただいた先生方の御発言の機会がなかったかと思いますが、他のパートを含めてコメントいただくことは可能ですので、発言の御意思のある場合は挙手機能を使って御発言ください。

本テーマについて、土居委員と松行委員から事前に御意見を賜っていますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 御紹介いたします。

まず、68ページの下から二つ目のボツですが、松行委員からの意見を読み上げます。

「加えて、カーシェアリングの拡大、自動運転技術の進展等は、自動車の稼働率を高める一方、少子高齢・人口減少社会の到来等と相まって、保有車両の規模を縮小させるため、車体課税の減収も見込まれる。」とありますが、自動運転技術の拡大が自動車の保有台数の減少、と単純になるわけではありません。自動運転車がタクシーとして普及するのであれば、自動車保有台数の減少に結びつく可能性はありますが、自家用車として普及するのであれば、増加をもたらす可能性もあります。前提条件によってかなり状況が違ってきますので、もう少し丁寧に前提条件を記述する必要があると思います。

以上です。

続きまして、土居委員の意見を読み上げます。76ページの「③GPSの不具合等への対応」の箇所です。読み上げます。

走行距離課税に関して、実施に向けては、GPSが不可欠なものではなく、改ざんされないオドメーターがあればよい。オドメーターの不正は、納税以前の話として、自動車保険の保険会社や中古車取引業者にとって許せない行為である。したがって、オドメーターの不正防止にはこうした社会的な抑止力が働くことが期待できる。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、今のパートについて御意見のある方は、挙手ないしは手挙げ機能を使って意思表示をいただければと思います。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 時間もあるでしょうから、端的に二点だけ。

一つは、暫定税率の廃止について何か言わなくていいのかという話。ある意味グリーン化にも逆行すると思うのです。諸富先生の方が詳しいですが、何か言っておいた方がいいのではないかとことです。もちろん今更ですけれども。

もう一つは、先程土居委員からもコメントがあった走行距離課税です。名前はどうかと思うのですけれども、例えば地方部への影響云々かんぬんと言っていますが、これはもともと混雑税なのです。ストックホルムとかロンドンで入れた理由は混雑税なので、当然、平日は高くして休日は下げるとか、地方部は道路をあまり使わないのでダメージも少ないから安くして、東京の都心は高くしてとすることができる。そのため、もともとピーロードプライシングを前提にしているため、税と考えるよりは道路の使用料金の徴収ということになるというのが一つ目。

二つ目ですが、この種のことをもしやろうと思ったら、税を取るためだけにGPSを載せる人はめったにいない。今でもいろいろなロードサービスがありますが、例えば、混雑情報の提供であるとか、距離の最適化であるとか、今はGPSを使えばできるので、こういった道路サービスの充実というのを一緒にやるということ。

【諸富小委員長】 それは公共の仕事としてですか。

【佐藤委員】 そこは民間サービスでいいです。民間に委託すればいいだけですので。料金の徴収も民間に委託すれば、情報は国や自治体に集まらないので、個人情報としても大丈夫なはずなのです。もちろん道路をメンテナンスするのは行政ですが、道路上での諸々のサービスは民間に委託する。PFIやコンセッションのように考えればよくて、行政サービスに道路サービスを付加して、料金を委託事業者を集めてもらうというやり方であるとか、やり方は柔軟に考えた方がいい。税として考えるよりは、道路サービスをどう提供するかという視点で議論した方がより効果的かなという気はします。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の皆様はいかがでしょう。

阿部委員、酒井委員に新たに入っていただきましたが、もし御発言があれば挙手機能を使って意思表示をしていただければと思います。

【酒井委員】 酒井です。

今、自動車関連税制についての話になっておりますが、法人課税のところに戻ってコメントしたいことがあったのですがよろしいでしょうか。申し訳ないです。

素案54ページで中小法人についての議論がなされておりますが、少し正確な議論にするべきだと考えています。最近の法改正等が反映されないまま議論が進んでいると拝見いたしました。

中小法人について、2ポツ目にて、法人税法において軽減税率が適用されるということですが、グループ法人税制の導入によりみなし大法人の規定が入りまして、資本金5億円以上の大法人と完全支配関係にある場合にはそういった優遇措置の適用はないとか、その辺りのことは言及すべきではないか。最小限の修正をするならば、「中小法人は」と2ポツ目の冒頭にありますが、「一般に」と付けていただくのがよろしいかと思いました。

それから、中小法人について租税特別措置が適用できないといった問題について、下から三つ目のポツがあり

ますが、欠損法人について賃上げ促進税制の利用範囲を広げるような措置が令和6年の税制改正で導入されています。5年間繰り越して利用できるということになり、全く措置がないというわけではないため、その辺りを盛り込んでいただきたいと思います。

地方法人課税について、56ページなどに既に税制改正の議論も盛り込まれていますので、改正があった旨の正確な記述をする方がいいのではないかと。全くフォローされていないということではないので、その点についてどうしても指摘というか、あらかじめ盛り込んでいただこうと思って、今日遅くなりましたが、出席させていただきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはございますでしょうか。

暫定税率の言及がありましたが、どうしますか。

【齋藤税制調査課長】 佐藤委員の御発言に関しましては、73ページを御参照いただければと思います。最後のポツで、「燃料課税のいわゆる暫定措置の廃止に向けた議論も行われているが」という紹介の仕方ではございますが、二点申し上げております。一つ目は、地方財源の確保に十分配慮することと、二つ目が地球温暖化対策のための目標達成との整合性を図るよう留意する必要があるということと記述をさせていただいております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

走行距離は、75ページの真ん中辺りで軽く触れているのですね。

【齋藤税制調査課長】 記述といたしましては、昨年、前期にまとめたものがベースとなっております。

【諸富小委員長】 それから、懸念事項について、次のページでポイントを挙げていただいているということですね。

【齋藤税制調査課長】 はい。

【佐藤委員】 あれもこれも書けないが、例えば、先程ロンドンとかストックホルムの話をしたので、海外の実例等を参考にしつつ制度設計が必要だとか、そういう旨でいいのではないですかね。

【諸富小委員長】 総務省の検討会でオレゴン州の事例を調べたことがあって、あれはGPSを使っているのですが、参考になるのではないかと議論が行われたことも紹介しておきたいと思います。

皆様、いかがでしょうか。社会保障のところもあるので、ここはこれぐらいいたしましょうか。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 車体課税の論点について説明させていただきます。カーボンニュートラルの実現に資する観点から、今後はハイブリッド車やEV車の増加が見込まれますので、これまでの燃料課税に加えて、新たな課税対象の在り方を検討する必要があると思われま。

一つの方向性として、EV車については走行距離に応じて税負担を求める方式が既に議論されておりますが、それに加えて、充電時に一定の課税を行う方式についても検討する余地があるのではないかと考えております。

ただし、走行距離課税については、走行データ取得にともなうプライバシー保護の問題が指摘されており、慎重な検討が求められます。そのため、代替案として車両の充電装置等に対して課税する方式を検討対象とすることも有効と考えます。アメリカについても、EV車に関する議論のなかで設備課税の手法が採用・検討されていると思いますので、今後の制度設計において参考になるのではないかと考えられます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

阿部委員、他のパートは大丈夫ですか。御発言がもしあれば、併せて御発言いただいても構いません。

【阿部委員】 ありがとうございます。

ふるさと納税の関係で申し上げたいと思います。この素案の中では具体的には触れられていないようですが、個人住民税の取扱いにおいて、基本控除額に加えて特例控除額が設けられており、結果的に高額所得者にかなり有利な仕組みになっている点が気になります。この特例控除額の制度については、早急に見直しを検討する必要があるのではないかと思います。

素案の37ページでございますが、地方公共団体が実際に活用できる寄附金の割合は5割強にとどまるという現状がございますが、その点も数値を公表するなどして、制度の実体をより可視化していくことが必要ではないかと感じております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、時間の関係でこのセッションを終わりにして、会長にもコメントをいただきたいところですが、時間が迫ってきたので、次のセクションと合わせて会長にコメントいただくことにします。

次に、最後のパート、「Ⅲ 高齢化と税制」及び「Ⅳ 公共インフラの維持管理・更新に係る財政需要と税制」について、78ページから95ページ、二つのテーマをまとめて議論したいと思います。

このパートについても松行委員より事前に御意見を賜っていますので、事務局から紹介をお願いいたします。

【遠藤税制調査担当課長】 それでは、松行委員の御意見を紹介させていただきます。公共インフラのところですが、88ページになります。

サマリーの「財源以外の課題の一つである人材不足を補う策として、一部業務の民間委託に加え、新技術の活用及びDXの推進が必要」とありますが、確かにそうなのですが、民間委託をしてもDXをしても、そもそも委託業務の発注・管理やDX技術を使う人材がいなければできないので、根本的には人材不足の解消が必要です。民間委託やDXをすれば全て解決するわけではないので、書き方を工夫していただければと思います。また、行政での人材不足のみを言及していますが、建設業界全体で人材不足の問題は非常に深刻なので、行政の人材不足だけを解決すればいいような書き方は避けた方がいいと思います。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。全くそのとおりです。

では、皆様、このパートはいかがでしょう。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 時間もありますので二点だけ。

もう既に申し上げたとおりですが、公共インフラの整備がこれから東京の主たる財政需要であり、もし東京都が今後も日本経済を牽引するというのであれば、これは必要な支出ということになる。それでは、財源調達をどうするかというと、素案の最後に書かれていますが、一案は先程言った上振れている法人二税を目的税化してこれに充当するというやり方もあっていいはず。

もう一つは、インフラは広域行政です。東京の橋は反対側につながっており、埼玉や神奈川の方々が東京に通勤しているわけですので、埼玉や千葉のインフラを東京が整備してもいいのです。そこから通勤客が来て、東京の経済を活性化してくれているわけですから、インフラの話をするときには、広域行政という視点で議論された方がいい。東京の中だけぴかぴかの道路を造ってもしようがないため、そこは広域行政の視点も入れられた方がいいかと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 新たな視点をありがとうございます。

他にはいかがでしょう。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 ありがとうございます。

高齢化、社会保障の辺りですごく具体的な話を一点、それから、やや抽象的というか、かなり漠としたことで申し訳ないのですが、もう一点です。

全体として、先程会長からお話がありましたけれども、非常に中身の濃いことが書かれているのですが、ここ数年というか、端的に言えばこの1年くらい空気感が急激に変わっていった、1年前であればこのままでよかったことも、今の空気感から見ていくと少しずれた感じというか、誤解を招きかねない、あるいはそうした空気の広がりに対してディフェンドになり切っていないところがあって、その辺りは少し工夫していく必要があるのかなということです。

具体的な点としては、83ページの辺りです。「社会保障制度の中では」と言っていて、財源に関わって「社会保険料が伸び悩んでいる」という表現がある。日本の場合は社会保険財源に公費が充当されているわけで、高齢化に引張られる形で公費が膨らんでいくのはそのとおりで、公費が増えているということなのだが、他方で、「社会保険料が伸び悩んでいる」という表現は、伸びた方がいいという感じも与えるし、事実としても、社会保険料の負担が伸びていることに対してこの空気が膨らんでいるということですよ。

実際、従業員の分担分で保険料を見ても、90年の段階で8%前後だったものが今は15%前後になっているという一つの計算もあって、やはり膨らんでいる。伸び悩んでいるという表現が、伸びた方がいいというような雰囲気にもなってしまうことも含めて、今の空気からしてここは言葉を変えた方がいいのではないかと、あるいは、伸びてきていることをきちんと受け止める形にしていって方がいいのではないかとということです。

もう一つ、少し抽象的だと申し上げたことなのですが、税と社会保険料の関係とか社会保障制度間の財政調整の問題、公債依存の問題を非常に丁寧に書いていらっしゃるのですよね。ただ、せっかくここまで正確に詳しく書いていただいているのに、先ほど申し上げたように、空気に対してきちっと原理原則を示し、かつ、この空気が醸成されている根っこに切り込んでいくという形になり切っていないので、その辺りをどうするか。

確かに数年前までは、公債依存が増えているということを言えば、それは将来世代の味方になっているという話だったのですが、今は現役世代が公債依存を抑制するために増税すること自体に強烈に反発をする。あるいは全世代型社会保障と言っても、これは前も言ったと思いますが、国民生活基礎調査の結果では子供がいる世帯の平均年収が812万円くらいで、全世代平均が524万円くらいということで、子供がいること自体が特権化しているような流れの中で、全世代という名の下に子育て支援の負担を増やすこと自体が困るというような空気ですよ。

さらに、欧米ポピュリズムという話も先程ございましたが、ヨーロッパのポピュリズムは福祉排外主義といって福祉国家を守るのですよ。給付先から外国人を排除するところがあるのです。アメリカの現政権だってソーシャルセキュリティーは守るというスタンスなのだが、日本は社会保障そのものがSNSの世界では否定されかけているという現実があって、ここをきちんと踏み込んでいく必要があるだろうということです。

一つは、税と社会保険料のミックス、更に社会保障制度間の財政調整、後期高齢者支援金等々、それから公債依存、これらはいずれも皆保険・皆年金を維持するための真摯な取組だったのですが、全部裏目に出て、給付と負担の関係が非常に見えにくくなった。更に、若い世代の給付を増やしていくという異次元の少子化対策が、先程申し上げたように子供を持つこと自体が特権化しているという現実とずれている。

こうした中で、今の若い世代はこれから物凄く長生きするのです。マックス・プランク研究所がしばらく前に出しましたが、2007年以降に生まれた世代は107歳まで生きるといった話があって、その辺りもきちんと踏まえて、若い世代の利益と社会保障の給付の対応関係というのを少し踏み込んで書いていくという問題意識を持った方がいいのではないかと。その素材はもう十分書かれているので、その辺りを書き方として盛り込んでいただくとよいかと思いました。

長くなってすみません。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 貴重な御意見をありがとうございます。

他にございますでしょうか。

工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 時間がかなり押しているところを恐縮です。短く二点だけです。両方とも公共インフラのところになります。

一つは、人材不足が業界全体だという話で、私も事前説明のときにそういった趣旨を申し上げたかと思うのです。私はこれでも伝わるかなというか、必ずしも別に東京都だけの問題ではなくて、全体的な議論と読むこともできるかなと思っていたのですが、御指摘がありましたので、その辺りをより分かりやすくした方がいいのかなと思いました。少し書き方を変えることで、業界全体が人材のパイを奪い合っている状態ということを知るようにしていただければいいかと思いました。

そのことが非常に重要になるのは、実は佐藤委員がおっしゃっていた広域性という問題とも非常に関わってまいります。つまり、広域的にインフラを考えていくとなると、別にそれは東京都だけの問題ではない。インフラを担っていくのは東京都だけではなく、更に広域的に、あるいは民間と協働してといったことになってくると思いますので、その両者を考えた上で分かりやすい表現にさせていただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

時間は来ているのですが、せっかくですので若干延長をお認めいただいて、もし御意見がおありの方は挙手いただければ。会場の方も大丈夫ですか。

【佐藤委員】 一点だけ、手短に。

これは全体に関わる話なのですが、恐らく東京都は報告書の概要というかポンチ絵みたいなものを作られますよね。

【齋藤税制調査課長】 概要版は作成します。

【佐藤委員】 財審とかでよくメディアの方に言われるのですが、メディアは報告を全部は読まないで、むしろ概要がすごく大事で、何を特筆するかというところを注意された方がいいかなという気がしました。コメントです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 公共インフラについて発言させていただきます。社会インフラや生活インフラの財源をどのように確保していくかという点につきましては、東京都では「東京ソーシャルボンド」といった地方債を発行していると伺っております。つまり、現在は借入金によって財源を賄っている部分が大きいということかと思っております。しかし、今後は、公共インフラの維持や更新の必要性が一層高まることを見込まれますので、そのための財源をどのように確保していくかが非常に重要になってくると感じております。そう考えますと、場合によっては目的税のような形で財源を確保せざるを得ないという場面も出てくるのではないかと思います。

ただし、その際には、過度な負担を求めるのではなく、「薄く広く」負担を分かち合う仕組みを検討することが非常に重要だと思います。例えば森林環境税のように、年間1,000円程度を負担する仕組みもあると思いますので、そのような形での目的税化についても今後検討の余地があるのではないかと考えております。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

他にございますでしょうか。よろしいですかね。

では、会長、コメントをお願いいたします。

【池上会長】 先ほどの自動車関連の財源については、既に諸富小委員長からも御発言があったと思いますの

で、それに基本的には従ってまとめていければいいのではないかと考えております。

社会保障に関しては、宮本委員からお話がありましたとおり、かなり重い問題なのですが、今の日本の社会保障制度、あるいはそれを支える税・社会保険料というものに対する不信感といいますか、そんなものはぶっ壊してもいいのではないかみたいになかなり乱暴な議論まで出てくるわけです。それに対して、社会保障あるいはその財源制度について、今回、高齢化と税制という形で報告をまとめようとしています、いわゆる現役世代あるいは子育て世代にどこまで給付をするのかという問題も含めて、全体の世代をどう救えるのかという観点が恐らく必要なのだということです。それは、最初の総論である財政の持続可能性のところでも出てきたのですが、そこで言われたことも含めて、総論的な打ち出しをどこかに書く必要があるのかなと思いました。

インフラに関しては、東京のインフラについて、確か東京都内のインフラの話がこの前やったわけですが、広域行政なり、あるいは地域圏としての協力といった観点が必要ではないかという御意見も出されたかと思えます。それに、今、東京が集めている地方税がどういう形で使われるのだろうかという議論ができるのか。人間は動いていますし、車も動いているわけですので、財政需要というのは確かに一つの地域の中だけに閉じているものではない。そう考えると、何か別の打ち出し方ができるのか。そういうことも何か書ければ確かにいいのかなと思えますが、少し工夫させていただきたい。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

以上ですね。

最後に、これまでの議論に対して事務局としてコメントをしておくべき点はございますか。

【宮崎税制調査担当部長】 様々な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

会長、副会長といろいろとこの後御相談させていただく部分があるかと思えますので、よりよい報告書に向けて支えていけたらと考えております。本日はどうもありがとうございました。

【諸富小委員長】 では、以上で御質問を含めて御意見を賜ったということで、少々延長しましたがけれども、議題をめぐる議論はこれで終了にしたいと思えます。ありがとうございました。

今、事務局からお答えいただきましたように、本日委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、会長、事務局と相談しながら報告案の作成を進めてまいります。作成した案文を次回第5回小委員会でお示ししますので、再度御意見をいただきたいと思えます。

それでは、その他の議題として、事務局から寄附金税制の在り方に関する分科会の設置について御報告がございます。よろしくお願いたします。

【遠藤税制調査担当課長】 それでは、分科会の設置について説明をさせていただきます。

今期の小委員会の議論に資する調査研究を行うため、寄附金税制の在り方に関する分科会を設置したいと思います。

分科会の委員には、池上会長、飯島委員、小西委員、酒井委員にそれぞれ御内諾をいただいております。

なお、分科会の検討結果につきましては、第9期の最終年度に小委員会で報告をさせていただく予定でございます。

説明は以上です。

【諸富小委員長】 今の御説明について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

もしなければ、分科会設置について御了承いただけたということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、分科会を説明のとおり設置して、検討を進めるということにさせていただきたいと思えます。

最後に、事務局から事務連絡及び次回以降の日程等の説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査課長】 本日の議事録につきましては、報告公表後、東京都税制調査会のホームページにて公表いたします。掲載前に発言内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今後の日程についてお知らせいたします。

次回の第5回小委員会は、10月2日木曜日、午後2時30分から報告案を検討いただきます。会場につきましては、都庁第1本庁舎33階N6会議室を予定しております。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 次回の小委員会の運営ですが、報告案の審議について、今回と同様非公開としたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、東京都税制調査会運営要領第2の4に基づきまして、第5回小委員会は非公開と決定させていただきます。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。本日は、お忙しい中御参集いただき、ありがとうございました。これをもちまして、第4回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

— 了 —